

第2章. お互いを理解する

共働を始めるにあたって、市職員は、NPOや共働についての理解を深めるとともに、NPOのミッション（使命）や活動内容を知っておくことが大切です。

また、NPOのみならず、自分たちの活動に関連する市の担当部署はどこか、現在、市がどのような方針に基づき、どのような事業を実施しているのかを理解しておくことで、共働の必要性や可能性を検討しやすくなります。

1. NPOを理解しよう（NPOに関する基礎知識）

（1）NPO（Non-Profit Organization）とは

NPOは、ボランティア団体や市民活動団体など、自主的・自発的に社会貢献活動を行う「民間非営利組織」を広く指します。株式会社などの営利企業と違い、営利を目的とせず、市民が主体となって継続的・自発的に社会的使命の実現を目指し、不特定多数の人々のために公益活動を行う組織のことです。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となるもの）を取得した法人を「特定非営利活動法人（一般的にNPO法人）」といいます。

◆ボランティアとNPOはどう違うの？

ボランティアも自主的・自発的に社会貢献活動を行うという点では同じですが、ボランティアは「個人」を指します。ボランティア＝「個人」、NPO＝「組織」です。ボランティアとは「放っておけない」という気持ちから、自分で考えて自己責任で行動する個人のことで、そのボランティアが集まり、役員等の組織体制を整備し、規約を作り、事業計画や予算等のもとで、自発的・継続的に組織として社会貢献活動をする場合はNPOと呼びます。



（2）NPOの主な特性

①自主性・自発性

社会的使命の実現に向け、自らの価値観や発想に基づき、自らの責任で、自主的・自発的に社会貢献活動を行っています。

②機動性・迅速性

制度的な枠組みや公平性にとらわれず、自己決定と自己責任に基づき行動することができることから、状況に応じて迅速に取り組むことができます。

③先駆性

独自の考えで自発的に行動できることから、行政が制度的には対応しにくい新たな社会課題に対し、先駆的に、後に社会の理解や賛同を得て、行政によって制度化される場合もあります。

④柔軟性

制度的な枠組みや公平性にとらわれることなく、自由な発想で、個々の課題に対し状況に応じた柔軟な対応をすることができます。

⑤専門性

自ら設定したテーマに特化して取組みを継続的に行うことで、その分野における専門的知識や実践経験が蓄積され、より専門的な取組みが可能になります。

また、もともと専門知識を持った人材が、その専門性を生かすためにNPOを組織したり、NPOの活動に参加するケースも多くあります。

⑥多様性

活動分野、財政や組織の規模、活動実績、事業の遂行能力はさまざまで、実施する事業内容も多岐にわたります。



◆NGOとは？

NGOとはNon-Governmental Organizationの略で、「非政府組織」と訳されています。

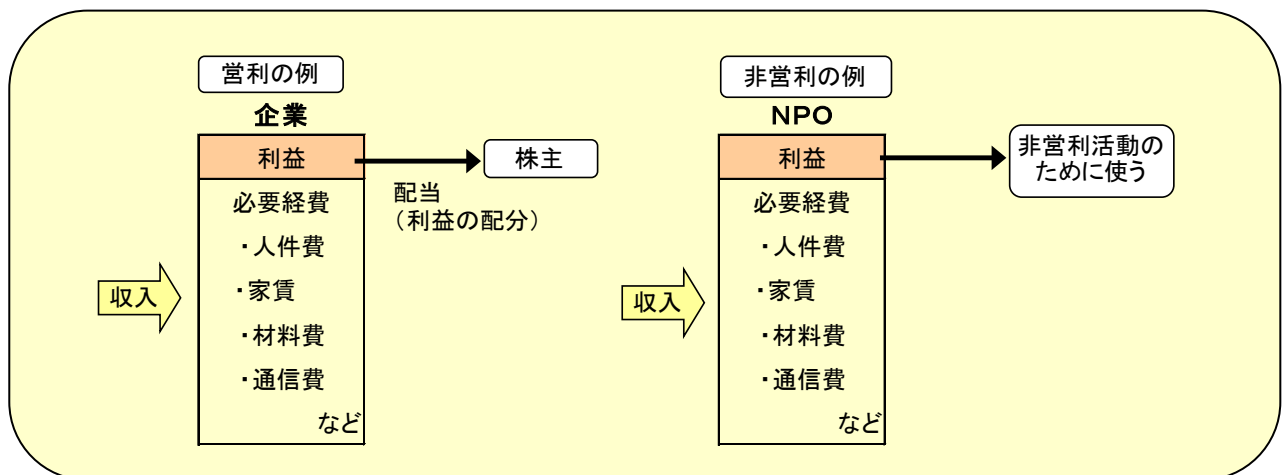
もともと国連の場で政府代表と区別するために使われ始めた言葉で、営利を目的としない国際協力などに携わる民間組織を指すことが多いようです。

NGOの活動は基本的にNPOと同じで、一般的に、国内で非営利の活動を行う民間団体をひろくNPOと呼び、そのうち海外支援事業など、国家や国境を越えて非営利の活動を行う民間団体が、NGOと呼ばれています。

(3) 非営利は無償か

「非営利」とは「無償」ということではなく、「収益はあげてもいいが、その収益を構成員で分配してはいけない」ということです。活動に対する対価をもらっても、収益事業を行っても構いません。そうやって生じた利益は次の非営利活動の資金に充てます。団体が、非営利活動を継続的、組織的に行うために活動資金を確保することは当然とも言えます。

※「営利」とは、団体の利益を役員や株主などの構成員で分配することです。



(4) 特定非営利活動促進法 (NPO法) とは

従来、ボランティア団体や市民公益活動団体は、法人格を取得することが困難だったため、団体としての法律行為を行うことができない等、様々な不都合が生じていました。

このため、こうした団体に比較的簡単な手続きで法人格を付与することにより、そうした市民公益活動を支援することを目的として、平成10年に制定されたのが、特定非営利活動促進法 (通称「NPO法」) です。

令和7年9月現在、全国で4万9千を超えるNPO法人が活躍しています。

(5) 特定非営利活動とは

NPO法における「特定非営利活動」とは、以下の 20 種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦環境の保全を図る活動
- ⑧災害救援活動
- ⑨地域安全活動
- ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪国際協力の活動
- ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬子どもの健全育成を図る活動
- ⑭情報化社会の発展を図る活動
- ⑮科学技術の振興を図る活動
- ⑯経済活動の活性化を図る活動
- ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱消費者の保護を図る活動
- ⑳前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ㉑前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(6) NPO法人は、認証した行政機関がお墨付きを与えているのか

NPO法人は、行政の「認証」という行為により設立されます。

この「認証」は、NPO法に基づき所轄庁が行うもので、所轄庁は団体の申請が、法に定める設立要件に適合すると認めるときには、認証しなければならないとされており、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

また、NPO法では、団体の資産や活動実績を認証の要件としていないことから容易に法人格を取得できます。したがって、所轄庁の認証によってその団体に、お墨付きを与えているわけではありません。

市民が行う自由な社会貢献活動は、行政による監督ではなく、市民によって選択・監視されることが望ましいとの考えから、NPO法ではNPO法人の情報公開を義務付けるとともに、縦覧・閲覧制度を取り入れており、NPO法人の信用・信頼は、それぞれの法人の活動内容の公開や、積極的な情報発信を積み重ねることによって、自らが築き上げることになっています。

(7) NPO法人の所轄庁は

所轄庁とは、特定非営利活動法人(NPO法人)の認証権及び監督権を持つ行政機関を指します。原則として主たる事務所が所在する都道府県知事となりますが、その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長となります。また、各都道府県から各市町村へ事務が移譲されている場合もあります。

福岡市内のNPO法人の認証状況

●市内に主たる事務所があるNPO法人（福岡市認証法人）数の推移

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (9月末現在)
NPO法人数	618	602	585	592	578	569

●市内に主たる事務所があるNPO法人（福岡市認証法人）の区別団体数（令和7年9月末現在）

	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	全市
法人数	84	119	158	70	36	57	45	569

資料：福岡市ホームページより

2. NPOの活動内容を知るには

NPOに関する情報収集の方法としては、次のような方法があります。

（1）福岡市役所で閲覧する

NPO法人の活動状況については、毎年所轄庁への報告が義務付けられており、福岡市内のみに事務所を有するNPO法人については、市民局市民公益活動推進課で以下の書類を閲覧することができます。

- (ア) 事業報告書
- (イ) 財産目録
- (ウ) 貸借対照表
- (エ) 活動計算書（収支計算書）
- (オ) 役員名簿
- (カ) 前事業年度の役員の氏名を記載した書面
- (キ) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名を記載した書面
- (ク) 最新の定款
- (ケ) 設立・定款変更に係る認証書・登記に関する書類の写し

（2）福岡市NPO・ボランティア交流センター（あすみん）でNPOの情報を収集する

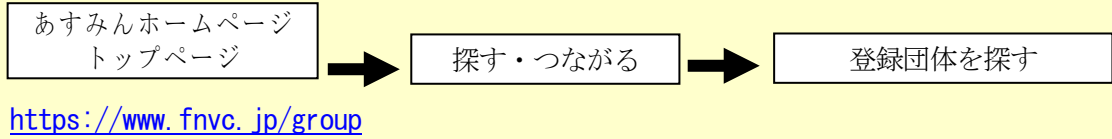
福岡市NPO・ボランティア交流センター（愛称：あすみん）では、あすみんの利用登録をしているNPO・ボランティア団体の情報をホームページ上で紹介しています。ホームページでは、「団体名」「活動分野」「活動地域」等で、団体を検索でき、団体の活動内容等を知ることができます。

また、あすみんが毎月2回（5日、20日）発行しているメールマガジンでは、NPO・ボランティアの活動に関心のある方を対象に、あすみんで実施されるイベントやボランティア募集の案内、登録団体からのお知らせなどの最新情報をお届けしています。その他にも、あすみんでは、NPO・ボランティアに関する各種講座や、相談業務も行っております。

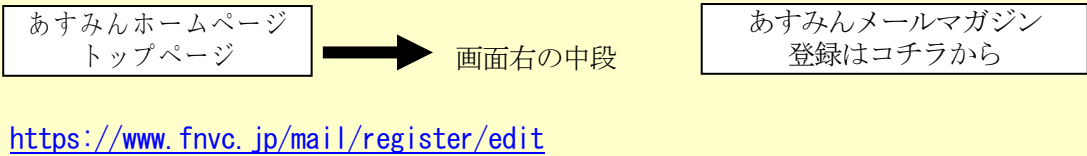
●あすみんホームページ検索



◆登録団体の情報の検索方法



◆あすみんメールマガジン登録方法



ホームページトップ画面



問合せ先

福岡市NPO・ボランティア交流センター あすみん
 住所 福岡市中央区今泉 1-19-22 天神クラス 4階
 電話 092-724-4801
 FAX 092-724-4901
 e-mail: info@fnvc.jp

(3) コラボステーション福岡で県内のNPOの情報を収集する

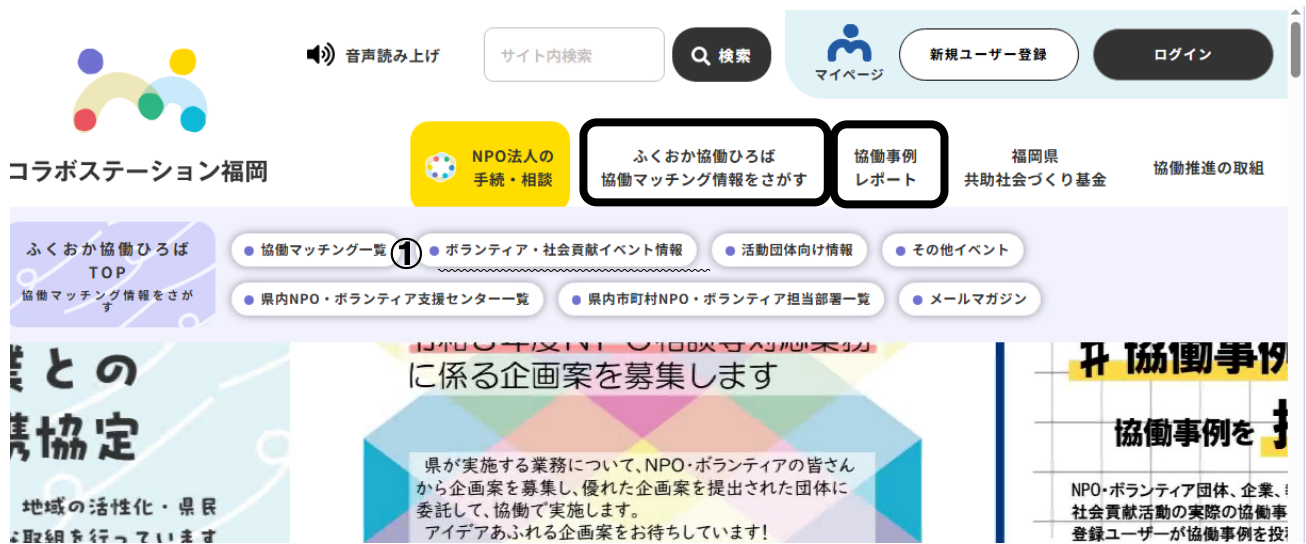
コラボステーション福岡のホームページでは、福岡県内のNPO法人（申請中含む）、各団体が投稿したNPO・や多様な主体との協働事例、NPO・ボランティア団体の情報やイベント情報などを検索でき、さらにNPOの情報以外にも、社会貢献に関心のある企業（包括連携協定）の情報を検索することができます。

●コラボステーション福岡ホームページ検索

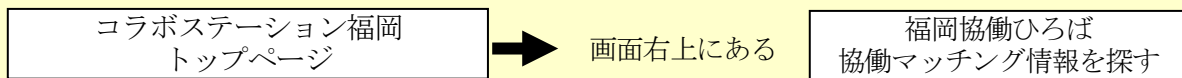
◆福岡県内のNPO法人と多様な主体との協働事例の検索方法



ホームページトップ画面



◆福岡県NPO・ボランティアに関するイベント、県の施策など



* ボランティア・社会貢献イベント情報
[https://www.csf.pref.fukuoka.lg.jp/hiroba?cate\[\]=2#menu_list](https://www.csf.pref.fukuoka.lg.jp/hiroba?cate[]=2#menu_list) ...①

* 福岡県の施策・取組 <https://www.csf.pref.fukuoka.lg.jp/subsidies>



問合せ先

コラボステーション福岡
(福岡県 市町村・地域振興部 地域振興総務課 共助社会づくり推進室)
住所 福岡市博多区東公園7番7号
電話 092-643-3938
FAX 092-643-3848

(4) 内閣府NPOホームページで全国のNPO法人の情報を収集する

内閣府のホームページでは、全国のNPO法人が検索できます。

NPOの基礎知識、NPO法人制度、関連施策などの情報も検索できます。

●内閣府ホームページ検索

◆全国のNPO法人の情報の検索方法

内閣府NPOホームページ
トップページ



画面中央右
側にある

団体検索
NPO法人ポータルサイト

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

ホームページトップ画面

The screenshot shows the top of the NPO Home Page. At the top right, there is a search bar labeled "サイト内検索" and a "検索" button. Below the navigation menu, there is a large banner with the text "つながる。未来へのサポート。" and a colorful illustration of a city with a rainbow. Below the banner, there are several statistics and news sections. The "認定NPO法人" section shows 49,257 organizations as of July 31, 2024. The "うち、所轄庁認定・特例認定NPO法人" section shows 1,299 organizations as of September 30, 2024. There are also sections for "NPO法人の皆様へ 貸借対照表の公告について", "所轄庁一覧", "NPO法人ポータルサイト", and "NPO施策ポータルサイト".

認定NPO法人 (7月31日現在)	49,257 件	> 制度 > 内訳 > 検索
うち、所轄庁認定・特例認定NPO法人 (9月30日現在)	1,299 件	> 制度 > 内訳 > 一覧 (認定 1,261 件 / 特例認定 38 件)

新着情報 RSS

- 9月12日 各府省庁NPO関連施策（令和6年度及び令和7年度予算）を掲載しました。
- 6月2日 「NPO法人のテロ資金供与対策について」を一部更新しました
- 6月2日 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部施行に伴い、政治活動等についてのQ&Aを更新しました（Q1-5-4）。
- 6月2日 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部施行に伴い、手引きの一部を変更しました。
- 5月26日 条例による事務処理特例制度を活用した特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務の移譲状況（令和7年4月1日時点）を掲載しました。
- 3月31日 R7/4/1より『NPOポータルサイト サポートデスク』のフリーダイヤル番号が変更になります。詳細はトピックスをご参照ください。
- 12月24日 「条例個別指定の実施状況（2024年9月30日時点）」を掲載しました
- 12月2日 「寄付月間2024 ～Giving December～」が始まりました
- 8月7日 各府省庁NPO関連施策（令和5年度及び令和6年度予算）を掲載しました。

NPO法人の皆様へ 貸借対照表の公告について
内閣府NPO法人ポータルサイトにおける公告の方法についてご説明します

所轄庁一覧
NPO団体を管理する行政機関一覧を表示します。

NPO法人ポータルサイト
全国の特定非営利活動法人の情報を検索できます。
法人名: 検索
法人ログイン 新規ユーザー登録

NPO施策ポータルサイト
NPOの支援策等の情報を簡単に検索できます。
施策名: 検索

パンフレット・手引き
講師派遣

3. 行政を理解しよう（行政に関する基礎知識）

（1）市の特性

① 公平性・平等性

行政サービスは、税金（公金）を財源として提供されるものであり、憲法においても「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められています。このため、行政においては、公平性・平等性が原則とされ、特定の個人や団体に偏ることなく、行政区域全体に均等にサービスが行き渡ることが求められます。

② 継続性・安定性

行政の収入は、法令等に基づいて徴収される税金を主な財源としており、比較的安定しています。このため、法令や基本計画、実施計画等に基づき、継続的かつ安定的に公共サービスを提供しています。

① 権力性

行政は、法令に基づく判断により、市民の行動を規制・禁止することができるほか、条例の制定等により、罰則を含む一定の強制力を持っています。

② 法令遵守

行政行動は、職員の恣意によるものではなく、客観的な法令や各種計画、それらを実施するための予算に基づいて行われます。組織体制が明確である一方、職員個人の裁量は限定されており、意志決定に一定の時間を要するなど、機動性や迅速性に欠ける面があります。

⑤ 予算

予算は、行政運営に不可欠なものであり、予算がなければ政策を執行することはできません。

予算とは、一会計年度における地方公共団体の活動に必要な経費と、これを賄うための財源の見通しを立て、その金額や目的を定めた計画であり、当該地方公共団体の財政運営の指針となるものです。

予算には、次のような原則があります。

【予算の原則】

（ア）事前議決の原則

予算は、地方公共団体の行政施策を明らかにするものであり、首長が編成し執行しますが、その民主性を確保するため、議会の議決を経なければなりません。このため、予算は年度開始前に議会に提出され、議決を経て、年度の開始と同時に効力を生じます。

（イ）会計年度独立の原則

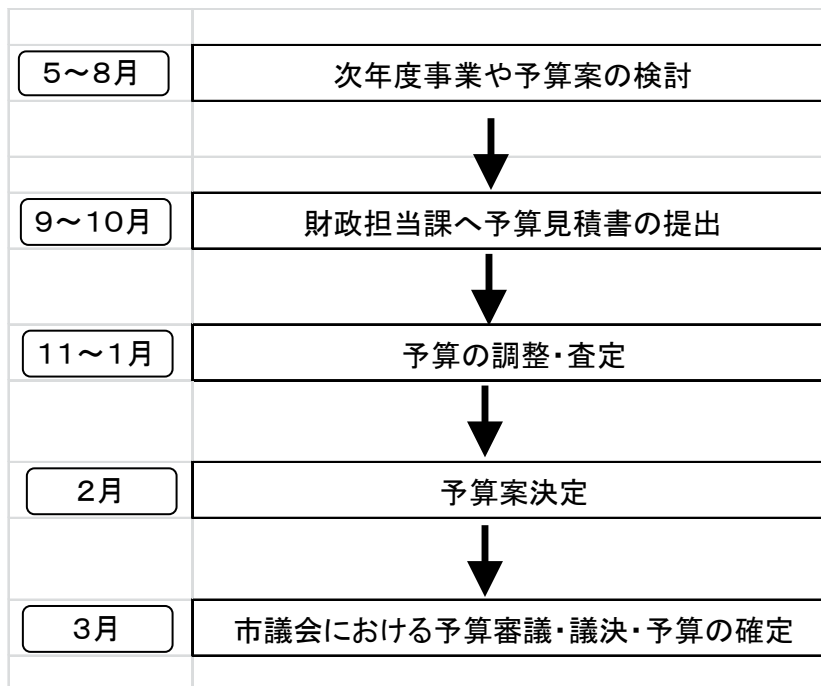
各会計年度における歳出は、原則として、その年度の歳入をもって賄われ、当該年度の歳出予算は、その年度内に限って使用することとされています。

（ウ）予算公開の原則

民主的かつ効率的な行政運営を確保するため、予算は住民が批判・監視できるよう、必要な情報として住民に提供されなければなりません。このため、予算案や財政状況の公表を通じて、住民に対する情報公開が行われています。

● 予算編成の流れ

具体的な予算編成作業は、一定の手続きとスケジュールに基づいて進められます。



⑥ 文書主義の原則

行政の手続きは「時間がかかる」「書類が多い」と感じられることがありますが、これは行政の「文書主義」に基づくものです。

行政事務を適正かつ確実に処理し、その過程を記録・保存するため、行政活動は文書を用いることを基本としています。行政においては、文書による決裁を経て初めて意思決定がなされ、行動が可能となります。

そのため、行政の意思決定過程は文書として記録・保存され、後から確認できる仕組みとなっています。

文書の取扱いについては、福岡市公文書の管理に関する規則および福岡市公文書規程に基づき行われます。

(2) 市の情報（施策・計画・統計資料）

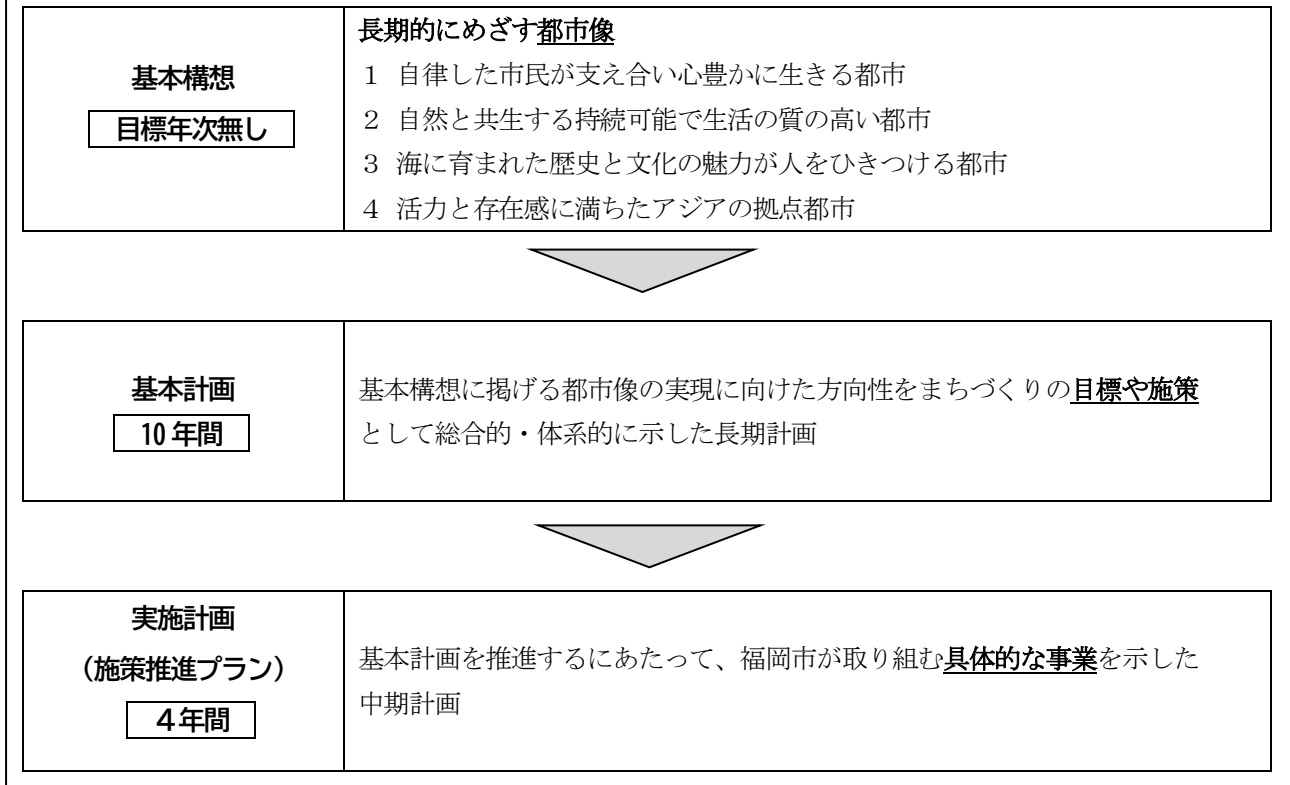
NPOが市との共働を検討するにあたっては、相手となる市の施策や計画、統計資料等を理解しておくことが重要です。行政は、組織として定められた方針や計画に基づいて事業を実施しているため、市の方針や方向性と合致しない場合には、共働が難しくなることがあります。

そのため、NPOは、自らの活動に関連する市の担当部署や、市がどのような方針のもとで行政課題に取り組み、事業を実施しているのかについて、あらかじめ把握し、検討しておくことが重要です。

●総合計画の体系

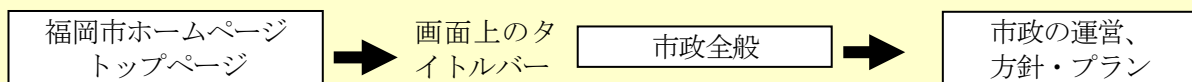
福岡市総合計画は、福岡市における将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画であり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つから構成されています。

福岡市では、昭和62年に策定した「福岡市基本構想」、および平成24年に策定した「第9次基本計画」を見直し、新たな時代にふさわしい今後の都市経営の方向性を示すために、平成24年に新しい基本構想を、令和6年に第10次基本計画を策定しました。



福岡市基本計画や各種指針、市政運営方針等は市ホームページで確認することができます。

◆福岡市基本計画 各種計画・指針



各年度の市政運営方針

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/shiseiunei/shiseiunei/index.html#001>

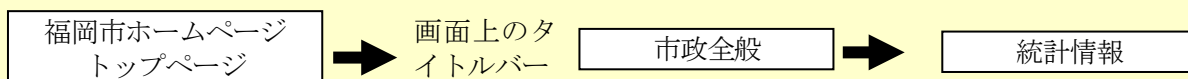
* 計画・指針

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/shiseiunei/keikaku-shishin/index.html>

* 行財政運営の取り組み

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/jigyuu-torikumi/kaikaku/index.html>

◆各種統計情報



* 福岡市の各種統計情報

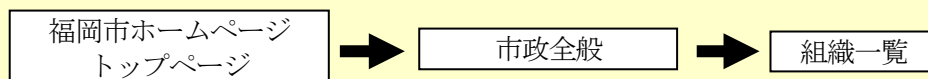
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/toukei/index.html>

(3) 市の組織図

NPOの活動分野は、行政のほとんどの分野に及んでいます。

事業を行うにあたって、どこに相談に行ったらいいのか？自分達の団体の活動に関連のある事業を実施している部署はどこなのか？組織図を参考にすることもできます。

◆福岡市の組織一覧



福岡市の「組織一覧」から、各局各課の担当の電話番号、業務内容を確認することができます。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soshiki/index.html>